

議案第四十三号

港区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

右の議案を提出する。

令和元年六月十九日

提出者 港区長 武井雅昭

港区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

港区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年港区
条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第十条第三項中「都道府県知事」の下に「又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）
第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長」を加える。

付則第二項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成三十一年厚生労働省令第五十号）の施行による放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十三号）の一部改正に伴い、放課後児童支援員の資格要件となる研修の受講機会を拡充するほか、規定を整備するため、本案を提出いたします。